

えん罪の防止と救済のため、刑事訴訟法再審規定（再審法）の改正を求める 意見書

袴田事件では、2024年9月26日に静岡地裁は袴田巖氏に再審無罪判決を言い渡し、同年10月9日に検察官が上訴権を放棄したことにより、袴田氏の無罪が確定した。事件発生から47年の年月が費やされ、えん罪が晴らされるまで、失われた袴田氏の人生は取り返しがつかないものである。

これを教訓とし、このようなえん罪が起こることを防止し、また、迅速に再審が進められるように法的整備が急務である。埼玉県では1963年に発生した狭山事件においても、えん罪の可能性を指摘する声が強く上がっている。

過去のえん罪事例においては、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、それがえん罪被害者を救済する大きな力となっている。従って、捜査機関の有する全ての証拠を開示する制度を早急に整備することが求められる。

また諸外国ではすでに不服申し立て制度は廃止されており、我が国においても検察側からの不服申し立て制度を廃止すべきである。

再審のプロセスは現在、明確なルールや期限が定められていないため、関係者間の不透明な取り扱いにより、極めて長期間を要している。これらは刑事訴訟法及びその第四編「再審」の不備が原因であり、立法により明確なルールを早急に制定しなければならない。

よって、鳩山町議会は、国会及び政府に対し、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、下記の事項について「刑事訴訟法再審規定（再審法）」の改正を速やかに行うよう強く要望するものである。

記

1. 捜査機関が保管する全ての証拠を開示する規定を整備すること。
2. 再審開始決定に対する検察官による不服申立てを禁止すること。
3. 迅速な再審のため、再審請求手続及び再審開始における裁判手続の法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月13日

埼玉県比企郡鳩山町議会

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	関口 昌一 様
内閣総理大臣	石破 茂 様
総務大臣	村上 誠一郎 様
法務大臣	鈴木 馨祐 様